

牛、山羊等飼養農家の皆さんへ

令和2年11月27日作成

飼養衛生管理基準（牛、山羊等）が改正されました

家畜伝染病予防法では、家畜の所有者がその飼養に係る衛生管理に関し最低限守るべき基準（飼養衛生管理基準）を定め、その遵守を義務付けています。

今年度、牛等の飼養衛生管理基準が改正され、令和2年10月1日に施行されました（一部の項目は猶予期間があります）。この改正により遵守すべき項目が大幅に増えていますので、この機に衛生管理を見直し、大切な家畜を疾病から守りましょう。

★詳細については農林水産省のホームページで御確認ください。

https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/katiku_yobo/k_shiyou/

主な改正点について

（ ）内の数字は飼養衛生管理基準の項目番号

- 1 家畜の所有者の責務を新設（1）
- 2 飼養衛生管理に係るマニュアル作成並びに従業員及び関係者への周知徹底を新設（3）
☞マニュアル作成は令和4年2月から義務付けられます（マニュアル例は上記農林水産省のホームページに提示されています）
- 3 野生動物での家畜伝染病の感染確認による発生リスクの高まりへの追加措置を新設（7、14、21）
 - ア 野生動物での感染確認地域に立ち入った者の衛生管理区域への立入制限
 - イ 安全な資材の利用
- 4 衛生管理区域の考え方を明確化（8）
- 5 放牧制限の準備について新設（9）【令和3年10月から義務付け】
- 6 愛玩動物の衛生管理区域内での飼育禁止を新設（11）
☞愛玩動物（地域猫・番犬含む）は自宅や他の場所へ飼育場所を移動する、衛生管理区域の設定を工夫する等、飼育場所を衛生管理区域外にしてください
- 7 衛生管理区域入口での更衣及び車両の乗降の際の交差汚染防止措置を追加（16、17）
- 8 畜舎入口における伝播防止対策として、靴の消毒に加え専用の靴に履き替える方法を追加（24）
- 9 ねずみ及び害虫の駆除について新設（29）
- 10 衛生管理区域内の整理整頓及び消毒の新設（30）
- 11 衛生管理区域から搬出する物品の消毒等を新設（35）

★毎年、定期報告書の様式とともにお送りしている自己チェック表についても、項目が大幅に増えますのであらかじめ御了解ください。

～その他、御不明な点は管轄の家畜保健衛生所までお問い合わせください

栃木県南家畜保健衛生所 栃木市惣社町 1439-20

TEL:0282(27)3611 FAX:0282(27)4144 携帯:090-7205-1402(夜間・休日)